



犬「猫」 との暮らし方

大切な命だから考えよう



犬 との暮らし方



飼い犬は、登録が法律で義務づけられています

生後90日を過ぎた犬は、法律により、飼い始めた日から30日以内に登録が必要です。市内の動物病院または環境総務課（市役所10階）で登録してください。

犬の登録料／1頭3000円

登録時に交付される鑑札は、必ず犬につけてください。鑑札を紛失・破損したときは、環境総務課に愛犬手帳を持参し、申請してください。

再交付手数料／1600円

排せつ物の処理は飼い主の責任

ペットのふんや尿の放置は、多くの人の迷惑になります。ペットの排せつ物は、飼い主が必ず持ち帰り、責任を持って処理しましょう。

また、6月1日から施行予定の「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」では、市、市民、事業者及び来訪者それぞれが快適な生活環境の保全に係る規範意識を高めつつ、協働して取り組んでいくことを目指しています。世界遺産富士山の玄関口に位置するまちとして、国内はもとより世界中から訪れる多くの人々に快適な時間を過ごしてもらえ生活環境を整備していきましょう。

住所変更や飼い犬が死亡した場合は届け出を

市内で住所を変更した場合や飼い犬が死亡した場合は、環境総務課に愛犬手帳を持参し、届け出てください。犬の死亡届は、市ウェブサイトで電子申請もできます。

※くらしと市政↓電子申請↓電子申請サービスを利用する↓しずおか電子申請サービス(富士市トップ)↓環境総務課↓「犬の死亡届出書」

◆死亡した犬・猫などの小動物の火葬

環境クリーンセンターの動物専用炉で火葬することができます。料金は、環境クリーンセンター(☎(35)0081)にお問い合わせください。

※火葬の立ち会い、焼骨の返却は不可。

飼い犬が行方不明になってしまった場合は連絡を

飼い犬が行方不明になってしまった場合は、環境総務課、富士保健所、富士警察署に連絡してください。

【連絡先】

富士保健所衛生薬務課(県)
☎(65)2154
富士警察署会計課
☎(51)0110

また、県ウェブサイトの「迷い犬情報」に、保健所で保護している犬の情報を公開しています。「静岡県迷い犬」で検索してください。



狂犬病の予防注射をしよう

日本では、狂犬病予防法により毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。集合注射での接種を希望する場合は、4月に各地区まちづくりセンターなどで実施しますので、詳しくは、犬の登録をしている所有者に3月中旬に送付される通知はがき、または市ウェブサイトをごらんください。

※くらしと市政↓くらし・手続↓ペット・動物 ↓「平成28年度狂犬病予防集合注射」

◆集合注射のときの持ち物

- ①愛犬手帳、②通知はがき(犬の登録をしている所有者に、3月中旬に送付)、③注射料(注射済票含む。1頭につき3400円)

※新規登録もできます(1頭につき3000円)。

※おつりのないようにご用意ください。

※12〜13時は受け付けを休止します。

※雨天でも行いますが、警報発令時は中止します。後日、別の会場か市内の動物病院で接種させていただきます。

※交付される注射済票の犬への装着は法律で義務づけられています。

※次の場合、当日注射ができないことがありますので、事前に動物病院にご相談ください。

「発情・妊娠・授乳中、ほかの病気の治療中、体調が悪い(下痢、嘔吐、発熱などがある)、注射後に具合が悪くなったことがある、ほかのワクチンを2週間以内に受けた」

※登録や死亡届などは、受付開始30分以降に来場し、手続してください。

猫 との暮らし方



猫を飼うときのマナー

猫を屋外で飼うと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、猫への危険もいっぱいあります。次のマナーを守りましょう。

- ◆室内で飼う
- ◆猫用トイレを設置する
- ◆去勢・避妊手術をする
- ◆首輪や迷子札をつける
- ◆最後まで面倒を見る

飼い主のいない猫にえさをあげている人へ

「ちゃんと守ってほしいニャ」



飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられたり、家出や迷子などで行方不明になって自然に繁殖し、ふえたりしたものです。市には、毎年、飼い主のいない猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。無責任にえさをあげるだけでは、猫がどんどんふえ、周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑がかかったりします。置きえさはせず、排せつ物の処理をするなど、周囲の皆さんに迷惑をかけないようにしましょう。

飼い主のいない猫を迷惑に思っている人へ

市内では、猫に対する虐待事案が発生しています。猫を迷惑に思う原因はさまざまです。「猫を追い出せばいい」と言う人もいるかもしれませんが、猫がふえる原因を解決せずに猫だけを排除しても、時間がたてばもとの状態に戻ってしまいます。飼い主のいない猫を減らすための活動として「地域ねこ活動」があります。

「地域ねこ活動」を見守ってほしいニャ

「地域ねこ活動」を「ご存じですか？」



「地域ねこ活動」とは、地域住民と飼い主のいない猫とが共生し、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくことを目指す活動です。

地域住民が主体となって、飼い主のいない猫に決まった場所でのえさ・水やり、排せつ物の処理、去勢・避妊手術を行います。

市内でもボランティアの皆さんが、「地域ねこ活動」を行っています。こうした皆さんの活動により、猫の増加が抑えられています。地域もあります。活動へのご理解をお願いします。



猫の「去勢・避妊手術補助制度」が変わります

対象／飼い主のいない猫のみ

市内外の動物病院で手術した際に、病院で「富士市ねこの去勢・避妊手術処置証明書」を発行してもらい、手術をした年度内(平成29年3月31日(金)まで)に、環境総務課に申請すると補助金が交付されます。

※補助金は、予算の範囲内で交付されます。早目に申請してください。

受付開始日／4月1日(金)
補助対象／

市内に生息する飼い主のいない猫に手術(耳先カット含む)をした、富士市の住民基本台帳に記載されている人
補助額(1匹につき)／
去勢手術(雄) 3000円
避妊手術(雌) 5000円

【持ち物】

- ①「富士市ねこの去勢・避妊手術処置証明書」、②手術費用の領収書の写し、③認め印(シヤチハタ不可)、④振込口座がわかるもの

※証明書の「手術依頼者」と申請書の「申請者」「口座名義人」領収書の「名前」が同じ人に限ります。

※第三者による飼い主のいない猫であることの確認(申請書裏面への署名捺印)や、手術後の個体識別写真の添付が必要です。

飼い主の皆さんへ ペットの災害対策を

避難が必要な災害が発生した場合、飼い主はペットの適切な避難場所を確保することが必要です。日ごろから災害時に備えて必要なしつけをして、ペット用のえさやケージ、水などの備蓄品を確保しておきましょう。



小さな命を大切に

動物をむやみに傷つけたり、捨てたりすることは法律で禁止されています。ペットを飼うことは、命を預かることです。飼うときには、将来のことを考慮し、自分が責任を持てる範囲で飼いましょう。どうしても飼うことができなくなったときは、大切に飼ってくれる人を探しましょう。飼ってくださる人が見つからないときは、市役所1階北口の「ポッチとニャンチの愛の伝言板」をご利用ください。愛の伝言板は、譲りたい人と新しい飼い主との情報交換の場です。



問い合わせ／環境総務課

☎(55)2768 ☎(51)0522
ka-kankyousounmu@div.city.fuji.shizuoka.jp